

申告受付を **完全予約制** で行います

市内の会場では、市・県民税の申告、所得税の確定申告の受付を次のとおり実施します。会場の混雑と待ち時間緩和のため、**今回から申告受付を完全予約制で行います。必ず事前に予約をしてから来場してください。予約のない方の申告は受付できません。**

申告受付日程 受付時間：午前9時から午後4時まで

期日	2月							3月							税理士による無料税務相談 期日 2月16日(木)～22日(水) 時間 午前9時30分～正午、 午後1時～4時 場所 文化プラザ・ルナホール ※希望される方は、予約を取って 来場してください。						
	8 (水)	9 (木)	10 (金)	16 (木)	17 (金)	20 (月)	21 (火)	22 (水)	24 (金)	27 (月)	28 (火)	1 (水)	2 (木)	3 (金)		6 (月)	7 (火)	8 (水)	9 (木)	10 (金)	13 (月)
場所	文化プラザ ルナホール 年金または 還付の方のみ			文化プラザ ルナホール			駄知公民館		ウエルフェア 土岐		鶴里公民館		曾木公民館		文化プラザ ルナホール						

予約方法 ※市役所税務課の窓口、申告会場では予約の受付ができませんのでご注意ください。

予約受付期間 **1月23日(月) 午前9時** から予約受付を開始します。
※各日程の予約は前日午後5時までです。予約状況により、早めに受付を終了する場合があります。

オンライン予約(予約受付ウェブサイトで24時間受付)	電話予約(平日午前9時～午後5時)
1 スマートフォンやパソコンなどから予約受付サイトにアクセス URL https://tax-consul.jp/gifu/toki-city/  2 注意事項を確認し、希望日時を選択、必要事項を入力 3 2で登録したメールアドレスに仮予約のメールが届く 4 仮予約メールに記載のリンクから予約を確認 5 予約した日時に来場し、予約時に発行された確認番号を伝える	1 予約受付コールセンターに電話 電話番号 050-5444-5394 2 オペレーターの案内に従い、予約日時を選択し、氏名と住所を伝える 3 予約した日時に来場し、予約時に発行された確認番号を伝える

注意事項

- 電話が混み合うことが予想されますので、可能な限りオンライン予約をご利用ください。
- 当日の予約はできません。予約受付は前日午後5時で締め切ります。
- 1人分の申告につき1枠の予約が必要です。
- 予約時間は、あくまで申告会場へ入場する時間です。状況により入場後にお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

書類は事前に準備・作成をお願いします

医療費控除の明細書や収支内訳書など、事前に作成が必要な書類は、必ずご自身で作成してから来場してください。作成されていない場合は、申告を受け付けることができません。申告に必要な書類は、事前に市役所税務課窓口や各支所、国税庁のホームページ等で取得できます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み

- 申告会場に入場する際は、マスクの着用と入場時の検温、手指消毒にご協力をお願いします。
- 申告会場内での新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、**郵送やe-Taxでの申告書提出**にご協力をお願いします。

申告が必要な方

ご自身の所得等をご確認いただき、必要な方は申告してください。所得の申告は、市・県民税の課税に使用するだけでなく、国民健康保険料や介護保険料などの算定にも用いられます。



市・県民税の申告が必要な方

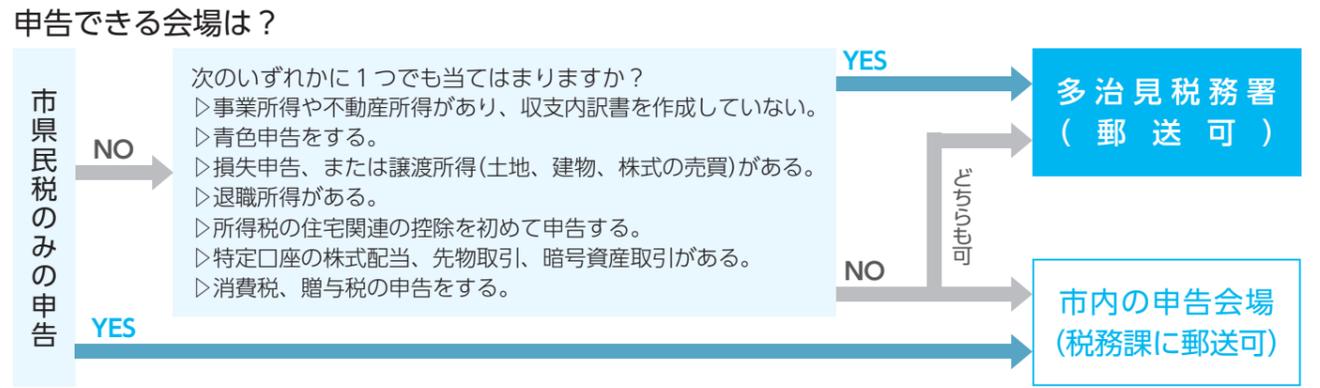
- ▷ 給与や公的年金以外の所得があり、所得税の確定申告が必要ない方
- ▷ 公的年金収入が400万円以下の方など、所得税の確定申告は必要ないが、市県民税で扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などの所得控除を受けようとする方

※所得税の確定申告をされる方は、市県民税の申告は必要ありません。
※期間中は、市役所税務課窓口での申告受付・相談はできません。

所得税の確定申告が必要な方

- ▷ その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える方
- ▷ 1カ所から給与を受け、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ▷ 2カ所以上から給与を受け、年末調整されなかった分の給与収入と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- ▷ 給与収入が2,000万円を超える方
- ▷ 医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除の申告などにより、所得税の還付を受けようとする方
- ▷ 公的年金収入が400万円を超える方、または400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方

不明な点は、多治見税務署へ問い合わせください。



申告に必要なものは？

①本人確認のための書類

次の(ア)～(ウ)のいずれかを準備してください。

- (ア) マイナンバーカード (個人番号カード)
- (イ) 通知カードと身元確認書類 (運転免許証など)
- (ウ) マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書と身元確認書類 (運転免許証など)

②令和4年中の所得が分かるもの

- ▷ 給与、年金のある方
源泉徴収票 (複数ある場合は全て)
- ▷ 事業所得・農業所得・不動産所得のある方
収支内訳書 (事前に作成してから来場してください)
- ▷ 報酬・上場株式などに係る配当所得のある方
支払調書、支払通知書 (支払額、源泉額が分かるもの)

③控除を受けるために必要なものなど

区分	対象	必要なもの (詳しくは国税庁のホームページで確認してください)
控除関係	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払証明書 ※国民年金保険料は日本年金機構が発行した控除証明書
	生命保険料・地震保険料控除を受ける方	控除証明書
	配偶者(特別)控除を受ける方	▷ 配偶者のマイナンバーが分かるもの ▷ 令和4年中の配偶者の所得金額が分かるもの
	扶養控除を受ける方	被扶養者のマイナンバーが分かるもの
	障害者控除を受ける方	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 障害者控除対象者認定書 (65歳以上で要介護認定を受けており一定の要件に当てはまる方は、高齢介護課で発行ができます)
	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書 (事前に作成してから来場してください) ※医療費の領収書や保険金などで補てんされた金額が分かるものを基にご自身で作成してください。 ※医療費のお知らせ(医療費通知)を使用する場合は、添付が必要です。 ※その他、医師の証明書(おむつ使用証明書など)が必要な場合があります。
その他	住宅借入金等特別控除を受ける方 (2年目以降) (1年目は税務署でのみ受け付け可)	▷ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 ▷ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
	寄附金控除を受ける方	寄附先から交付された領収書など
	所得税の還付のある方	預・貯金通帳(本人名義)などの口座番号の分かるもの
	税務署から郵送物が届いた方 過去に利用者識別番号を取得した方	「確定申告のお知らせ」はがき、または封書 利用者識別番号等の通知、または送信票兼送付書(控)

多治見税務署での申告 受付期間：2月16日(木)～3月15日(水) 平日午前9時～午後5時(午後4時受付終了)

税務署からのお知らせ 多治見税務署 (多治見市白山町1丁目209番地 / ☎22-0101・自動音声案内)

多治見税務署の確定申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで申告していただけます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、次の書類などが必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ①源泉徴収票など申告書作成に必要な書類
- ②スマートフォン及びマイナンバーカード(※)
- (※) マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。署名用電子証明書(英数字6～16桁)/利用者証明用電子証明書(数字4桁)

確定申告会場への入場について

会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は申告会場当日配布、又はLINEアプリを使ったオンラインによる事前発行で配布します。ただし、入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることもありますので、ご了承ください。申告期限間際は特に混雑しますので、早めの来場をお願いします。

スマホ×確定申告 進化するスマート申告！ e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

※掲載コードのリンク先は、予告なく変更又は削除する場合があります。

[確定申告](#) [検索](#)

確定申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、安心・安全にご自宅からのe-Taxをご利用ください。